

お知らせ（令和3年4月19日） ※令和6年11月18日更新

阪神国際港湾株式会社

事業開発部 下田、加計 TEL：078-855-2240 FAX:078-855-3960

阪神港（大阪港）のコンテナ物流の効率化に向けた 新・港湾情報システム「CONPAS」導入促進支援について

阪神港（大阪港）では国、市と阪神国際港湾株式会社が連携し、令和6年3月29日より大阪港夢洲コンテナターミナルにおいて CONPAS を運用開始しております。運用開始後、システムの普及には一定時間がかかることから、阪神港（大阪港）でのシステム導入を促進するための導入促進支援を行っています。

このたび、さらに CONPAS 普及率向上を図るため、下記のとおり「阪神港におけるコンテナ物流滞留対策事業（CONPAS 導入）補助金交付要綱」（以下、補助金交付要綱）を更新し、貨物自動車運送事業者（以下、海コン）の自社システム改修により CONPAS とのシステム間連携を行い、入力効率化を行うための海コン自社システム改修費の補助制度を新設し支援致します。

1. 公募の概要

<趣旨>

- ・コンテナターミナルのゲート前渋滞の解消や、外来トレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることを目的とした新・港湾情報システム「CONPAS」の各ターミナルでの試験運用実施・本格導入を促進する。

<支援内容>

- (1) 大阪港夢洲地区のコンテナターミナルを利用する海運貨物取扱業者の自社システムと CONPAS が情報連携するために要する海運貨物取扱業者の自社システムの改修に要する費用の3分の1以内
- (2) 大阪港夢洲地区のコンテナターミナル運営事業者の自社システムと CONPAS が情報連携するために要するコンテナターミナル運営事業者の自社システムの改修及びサーバの設置に要する費用の3分の1以内
- (3) 大阪港夢洲地区のコンテナターミナルを利用する貨物自動車運送事業者の自社システムと CONPAS が情報連携するために要する貨物自動車運送事業者の自社システムの改修に要する費用の3分の1以内

<応募方法>

- ・補助金交付要綱をご確認の上、申請窓口に応募書類を提出ください。応募書類は、紙にて郵送(書留郵便に限る。)により提出ください。郵送（書留郵便を除く。）または電送(電子メール、ファクシミリ等)によるものは受けません。
- ・以下の1から7を提出してください。

※ただし、大阪港湾局が実施する大阪市コンテナ物流滞留対策事業（CONPAS 導入）において補助金の交付の決定の通知を受けた者は、交付決定通知書をもって以下2から6の書類に代えることができる

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 事業計画書（事業名称、申請する補助対象経費、事業目的、申請事業の具体的内容、実施予定時期、実施場所等を記載すること）
3. 収支予算書
4. 補助金の交付の対象となる事業に関する仕様書
5. 補助金の交付の対象となる事業に関する見積書
6. 見積書の内訳明細書
7. 補助対象者であることを証明する書類

<申請期限>

- ・事業開始の30日前まで

※ただし、大阪港湾局が実施する大阪市コンテナ物流滞留対策事業（CONPAS 導入）補助金の交付決定者は、事業開始の10日前までに提出できる

2. 申請・相談窓口

○〒651-0087 神戸市中央区御幸通 8-1-6 神戸国際会館 20 階

阪神国際港湾株式会社 事業開発部事業開発課内

- ・担当者：下田、加計、白神
- ・電話：078-855-2240
- ・Email：business-d@hanshinport.co.jp

3. 資料

- ・ [資料1](#) 補助金交付要綱 ※令和6年11月18日更新
- ・ [資料2](#) 補助金交付様式（様式第1号～第13号）
- ・ [資料3-1](#) システム改修要件（海運貨物取扱業者用）
- ・ [資料3-2](#) システム改修要件（貨物自動車運送事業者） ※令和6年11月18日追加
 - ・ [別紙①](#) ※
 - ・ [別紙②](#) ※
 - ・ [別紙③](#) ※
 - ・ [別紙④](#) ※
- ・ [資料4](#) Q&A
- ・ [資料5](#) CONPAS について（参考資料）

※別紙①②③④については仕様によっては変更がある場合がありますので、当社までお問い合わせいただければと存じます。

4. その他

- ・大阪港湾局では「大阪市コンテナ物流滞留対策事業（CONPAS 導入）補助金」を実施しています。双方に申請可能です。
- ・阪神国際港湾株式会社が実施する「神戸港におけるコンテナ物流対策事業（CONPAS 導入）補助金」の交付対象事業者は対象外です。
- ・なお、阪神港のコンテナターミナルを利用する貨物自動車運送事業者に対しては、専用携帯端末を貸与する予定です。

以上